

分担金・拠出金の名称	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金	平成28年度 予算額	7, 813千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(ウィーン条約事務局)				
国際機関の概要	・「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。同条約は1985年に採択され、我が国は1988年締結。締約国数は196か国及びEU(2016年7月現在)。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ナイロビに所在。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		ウィーン条約事務局は、条約締約国が参加するウィーン条約締約国会議を準備・運営し、締約国会議で委託された調査、情報収集、情報共有を行っている。オゾン層保護に関する国際的な枠組の下、関連の国際基準、規範の形成、普及啓発活動に向けた事務局として重要な機関である。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		1. 環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 2. 我が国は、主要拠出国として、締約国会議における事業計画、予算案について積極的に参加し、我が国の立場を効果的に派反映している。その結果、各国の拠出額についても名目ゼロ成長が維持されている。 3. 我が国は、3年に1度開催されるオゾン研究者会議に専門家を派遣することにより、我が国の意見を踏まえつつ、条約の実施、実現に積極的に貢献している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		1. ウィーン条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米及び欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。 2. ウィーン条約事務局は、モニトリオール議定書事務局との共同事務局として、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。 3. その結果、各締約国から否定的な指摘・評価は受けていない。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		ウィーン条約事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。同職員は、10年以上にわたり本事務局に勤務し、2015年、P5(科学的側面上級担当官及び次長代理)からD1(次長)に昇格し、幹部として事務局の運営に貢献している。 2016年1月時点:14. 2% (邦人職員 1名/ 専門職以上の職員 7名)			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):ウィーン条約締約国会議にて3か年事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階(Do):我が国義務的拠出金の支払い、ウィーン条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check):内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				